

公益財団法人大学基準協会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平24.3.9決定

平27.3.24改定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第20条第3項及び第29条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 報酬とは、役員又は評議員が、その職務遂行の対価として受ける月額報酬、賞与、退職金及びその他の財産上の利益をいう。
- 二 費用とは、役員又は評議員が、その職務遂行に伴い受ける交通費及び旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の支払い)

第3条 公益財団法人大学基準協会（以下「この法人」という。）は、専務理事の職務執行の対価として、第2条第1項第1号に規定する報酬を支払うことができる。

2 専務理事の報酬の支払いについては、会長が発議し、理事会の承認を得て決定する。

(月額報酬)

第4条 専務理事の月額報酬は、月額報酬表（別表1）に規定する何れかの額とする。

2 月額報酬の支払日については、公益財団法人大学基準協会給与規程（以下「給与規程」という。）第15条を準用する。

(賞与)

第5条 専務理事の賞与は、一事業年度内において月額報酬の6ヶ月分以内の額とする。

2 賞与の支給方法については、給与規程第18条を準用する。

(退職金)

第6条 専務理事の退職金は、月額報酬を算定基礎額とし、在職月数の12分の1に10分の11を乗じた額とする。

2 退職金は、当該専務理事が2年以上在職して退職した場合に支払うことができる。

3 退職金の支給額以外のその他の取扱いについては、公益財団法人大学基準協会事務局

職員退職金規程を準用する。

(費用の支払い)

第7条 この法人は、役員及び評議員に次の各号の費用を支払うことができる。

- 一 役員が理事会又は常務理事会の出席に要する交通費又は旅費
 - 二 評議員が評議員会の出席に要する交通費又は旅費
 - 三 役員又は評議員が総会の出席に要する交通費又は旅費
 - 四 役員又は評議員がこの法人の主催するその他の会議等の出席に要する交通費又は旅費
 - 五 役員又は評議員がこの法人の代表として他機関の会議等に出席するために要する交通費又は旅費
 - 六 交通費又は旅費以外で、役員又は評議員としての職務遂行に要する経費
- 2 専務理事がこの法人を主たる勤務場所とする場合の通勤に要する交通費は、給与規程第11条に規定する通勤手当の支給方法を準用する。
- 3 役員及び評議員への費用の支払いの可否は、事務局長が決定する。

(委員等として職務遂行する場合の取扱い)

第8条 役員又は評議員が、定款第33条第1項に規定する委員会の委員として職務を遂行する場合及びこの法人の主催するセミナー、シンポジウム等において講師又は司会者等として職務を遂行する場合には、この規程を適用しない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て行う。

附 則 (平成24年3月9日)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

月額報酬表（別表1）

級	月額（円）
1	278,000
2	334,000
3	389,000
4	445,000
5	500,000

級	月額（円）
6	556,000
7	612,000
8	667,000
9	723,000